

不登校児童・生徒への訪問型学習支援事業の実施について

1 事業のねらい

調布市では、不登校児童・生徒への支援として、適応指導教室「太陽の子」及び不登校特例校分教室「第七中学校はしうち教室」の開設・運営や、東京学芸大学と連携した不登校プロジェクト（SWITCH）を実施しておりますが、不登校児童・生徒数は近年増加傾向で推移しています。

特に、小学校においては低学年児童の不登校に関する相談があることや、中学校においては不登校混乱期・低迷期にある生徒については「はしうち教室」への入室が難しいことから、これらの支援が必要となっています。

そのため、不登校児童・生徒を対象とした訪問型の支援事業を新たに実施し、一人一人の状況に応じた支援の充実を図ります。

2 事業概要

(1) 事業名称 「訪問型学習支援 みらい」

不登校児童・生徒が、社会的に自立することを目指して、自らの居場所を確保し、輝かしい「みらい」を自ら射止められるように、一人一人の状況に応じたサポートにより応援していく思いを込めています。

(2) 対象者

調布市立学校に在籍する不登校児童（主に第1学年から第3学年）・生徒

(3) 支援内容

教育支援コーディネーター（教育職）・教育相談心理職専門員（心理職）・スクールソーシャルワーカー（福祉職）がチームとなり、不登校児童・生徒の自宅や公共施設等に訪問し、一人一人の状況に応じた学習支援を行うとともに、児童・生徒や保護者の悩みや不安などの相談を受けながら支援します。

(4) 利用手続き

「調布市訪問型学習支援事業実施要綱」に基づき、保護者と学校が相談のうえ、学校から教育委員会へ申請し、教育委員会において決定

(5) 事業開始予定

令和4年10月から

3 添付資料

(1) 事業パンフレット 別紙1のとおり

(2) 調布市訪問型学習支援事業実施要綱 別紙2のとおり